

## 会員の投稿

### リコール問題についての入り口の入り口

2020.12

梅澤 貞雄

先日ある消費者関連の打ち合わせに出席した際「リコール」の話ができました。皆さんの話を総合すると「言葉は知っているけど全体がよくわからない」という話がほとんどでした。勿論自分自身も同じです。そこで「リコールについての入り口の入り口」ということです少し調べ、お話をしたので以下はその概要です。

#### ① リコールとは～「呼び戻す」という意味

言葉としてはよく聞きますが、こんなような意味になると思います。すなわち「製品の製造者などが一度販売した製品を回収すること」を意味すると考えます。ただ、これ以上の明確な定義は見当たりません。一方、法律用語でも明確な定義はなく、まして全商品・全製品を網羅した「横断的にリコール制度を定めた法律」はないようです。従って各種製品ごとにリコール制度（？）があるというのが実際。

#### ② リコールには2種類がある。

一方「リコール」には「法律によるリコール制度」と「法律によらないリコール＝自主回収」があります。法律による制度は、例えば、消費生活用製品であれば「消費生活用製品安全法」中にあり、食品であれば「食品衛生法」などにあります。その製品（自動車・電気製品など）についても個々の法律等で決まっております。一方法令に基づかないものは「自主回収」と呼ばれ、回収の是非を含め個々の製造者・販売者などにより決定され、実行されます。ちなみに食品の自主回収は年間1,000件以上あるといわれ詳細は分かりません。

#### ③ 自主回収は製造者・販売者により独自に決定される。

自主回収については統一的ルールはないので企業独自で決めている。その

際「企業イメージ」「社会的影響」などという抽象的な問題を含めて回収を決めているようです。考え方によるとこの自主回収では個別企業の恣意的要素が入り込む余地が十分あり得る。

④ 「消費生活用品のリコールハンドブック 2019」経済産業省

現在統一的手冊（あまり具体的ではないが）として上記のハンドブックがある。これ以外横断的な手冊的なものはないと聞いていい。

⑤ これからの方向性

小生―消費者として、今後しばらくは消費者の立場に立った食品リコール問題を勉強してゆくつもり。以上のような「入口の入り口」だけでもいろいろな疑問・問題がわいてきており、食品だけでも相当勉強する必要があるように感じる。

以上